

# セーフティネット保証5号の認定申請手続きのご案内

## (中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定)

### 【制度概要】

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（80%保証）を行います。

### 【認定基準】

法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人事業主の方は事業実体のある事業所の所在地が小平市にあって、次のいずれかに該当すること。

- (イ) 経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3か月の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が、前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。
- (ロ) 経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

### 【必要書類】

1. 認定申請書（小平市指定） ※同じものを2部  
※認定申請者の事業形態により認定申請書及び売上高等確認書の様式が異なります。事業形態にあった様式で申請してください。詳しくは裏面をご覧ください。
2. 売上高等確認書（小平市指定） ※様式第5（イ）-①で申請する場合は不要
3. 履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）（写し可）
4. 認定申請書及び売上高等確認書に記入した売上高等の金額を客観的に確認できる書類（試算表、売上台帳など）
5. 直近の確定申告書等（電子申告の場合は、税務署からの受信通知を添付）  
※法人：確定申告書の別表1、決算書及び法人事業概況説明書（写し可）  
※個人：確定申告書の第1表及び青色申告決算書又は収支内訳書（写し可）
6. 許認可証（写し可） ※許認可を必要とする業種の場合
7. 委任状 ※金融機関等が代理申請する場合のみ（様式自由）

### 【申請と認定手続き】

1. 上記書類が揃いましたら地域振興部産業振興課窓口まで提出してください。
2. 認定には2～3日の期間を要します。認定書ができましたら申請者（委任状がある場合は代理申請者）に電話連絡いたしますので、窓口までお越しください。

## 【認定申請者の事業形態による分類】

### **単一事業者**【1つの細分類業種に属する事業（以下「事業」という。）のみを行っている事業者】

認定要件：企業全体の売上高等の減少等が認定基準（イ又はロ）を満たすこと

記載する売上高等：企業全体

申請様式：a 様式第5（イ）－① 又は 様式第5（ロ）－①

b（ロ）－①売上高等確認書 ※様式第5（イ）－①で申請する場合は不要

### **兼業者 1**【複数の事業を営み、当該事業が全て指定業種である事業者】

認定要件：企業全体の売上高等の減少等が認定基準（イ又はロ）を満たすこと

記載する売上高等：企業全体

申請様式：a 様式第5（イ）－① 又は 様式第5（ロ）－①

b（ロ）－①売上高等確認書 ※様式第5（イ）－①で申請する場合は不要

### **兼業者 2**【複数の事業を営み、そのうち主たる事業（注1）が指定業種である事業者】

認定要件：主たる業種及び企業全体の売上高等の減少等の双方が認定基準（イ又はロ）を満たすこと

記載する売上高等：主たる業種及び企業全体

申請様式：a 様式第5（イ）－② 又は 様式第5（ロ）－②

b（イ）－②売上高等確認書 又は（ロ）－②売上高等確認書

※1：主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業をいう

### **兼業者 3**【複数の事業を営み、そのうち1つでも指定業種（主たる業種かどうかは問わない）を含んでいる事業者】

認定要件：行っている事業が属する指定業種の売上高等の減少等が企業全体に相当程度の影響を与えていることによって、企業全体の売上高等の減少等が認定基準（イ又はロ）を満たすこと

記載する売上高等：指定業種及び企業全体

申請様式：a 様式第5（イ）－③ 又は 様式第5（ロ）－③

b（イ）－③売上高等確認書 又は（ロ）－③売上高等確認書

※申請書式などは、

小平市役所ホームページの検索欄から「セーフティネット」で検索

又は

右のQRコード

からダウンロードできます。



<問い合わせ先>

小平市地域振興部産業振興課商工担当

電話：042-346-9534

FAX：042-346-9575

### 【認定基準の緩和措置】

令和3年1月31日までの申請にあたっては、1枚目の認定基準（イ）及び（ロ）の「最近3か月」を「直近の売上高実績と、直近の売上高実績と今後2か月間の売上高見込みを含む3か月間」と読み替えて申請いただけます。

また、業歴3か月以上1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事業がある場合、1枚目の認定基準（イ）及び（ロ）の「最近3か月」が次のとおり緩和されており、該当する基準を選んで申請いただけます。

- A 直近1か月の売上高等が直近1か月を含む最近3か月の平均売上高等と比較して5%以上減少している
- B 直近1か月の売上高等が令和元年12月の売上と比較して5%以上減少し、かつ  
その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して5%以上減少している
- C 直近1か月の売上高等が令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して5%以上減少し、かつ  
その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して5%以上減少している

※認定基準の緩和措置を利用されて申請する場合は、認定申請書と一緒に「付属資料」を作成のうえ、ご提出ください。